

守谷市市制施行10周年記念

第20回

もりやアヤメ祭り

6月4日(月)～18日(月)
四季の里公園



もりやアヤメ祭りは、四季の里公園を会場に園内のアヤメや花菖蒲を觀賞していただくために始まりました。毎年、たくさんの方が来場し、静かな環境でゆっくりとアヤメなどを觀賞しています。

6月9日(土)・10日(日)には市民の皆さんによるフリーマーケットが行われます。ご家族そろってお出掛けください。

◎出店者募集!

あなたも祭りに参加しませんか?

▼募集期間 5月10日(木)～25日(金)

▼募集内容 フリーマーケット等

▼募集区画 10区画程度

※先着順(市内在住の方優先)

▼参加資格

テントの設置を行わないため、自己責任において参加できる方

▼実施日時 6月9日(土)・10日(日)

午前10時～午後3時

▼申込方法

電話または窓口で直接申し込む

※応募者がいない場合は中止

▼問合せ 市役所経済課

商工・観光G 内線262

身障者等用駐車場利用証
～利用時のお願い～

◎駐車場利用証

県内の公共施設や商業施設などの身体障がい者等用駐車場(車いすマークのある駐車場)を適正に利用していただくため、平成23年10月から障がい者などで歩行困難な方に「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付しています。対象者・申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

◎スペースに余裕をもって駐車しましょう

身体障がい者等用の駐車スペースに設けられている斜線部分は、車いすを利用する方が車両を乗降するためのスペースです。利用する場合には、身体障がい者等が円滑に乗降できるようにスペースに余裕をもって駐車してください。



▲斜線部分は車いす乗降のスペース

▼問合せ 市役所社会福祉課 内線

164、165 / 県厚生総務課
地域保健・医療大学G ☎029
・301・3129

森林の立木を伐採するときは届出書の提出を!

●届出・問合せ 市役所経済課

農業振興G 内線264

◎森林法改正

森林法の改正により、4月1日から次のような点が変更になりました。
・届出義務違反者への罰金を30万円から100万円に引き上げ
・無届で伐採した方に対して市町村長が造林をすべき旨の命令をすることが可能

・届出様式の変更(伐採後の造林計画の記入事項が増加/合法木材の証明等が必要なき場合は備考欄にその旨を記載)

◎届出書の提出
▽どんな場合に届出が必要?
森林法第10条の8に規定されているもので、県の定める地域森林計画に含まれる森林を対象とした場合に届出が必要です。対象森林かどうかは、経済課で確認できます。
・木を伐採する場合(間伐を含む)
・1ha以下の林地開発(竹林は除く)
※伐採面積が1haを超える場合は林地開発行為に当たするため、県に申請し許可を受ける必要があります

▽届出書を提出するのは誰?
・森林所有者(自分で伐採する場合または伐採を依頼する場合)
・森林所有者と立木買受者(伐採業

者等が森林所有者から森林の立木を買い受けて伐採する場合)

※伐採者と森林所有者が異なる場合は、事前に造林の計画について話し合い、連名で提出
・立木買受者(立木を買い受けた方が間伐を行う場合)

▽届出の時期はいつ?
伐採を始める90～30日前までに届けてください。

▽届出書の提出先は?
提出先は、伐採する森林が所在する市町村長宛てなので、経済課に提出してください。

▽「伐採及び伐採後の造林届出書」は、なぜ必要?
森林法に定められている制度であり、市の森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるようになります。

▽届出書を提出しない場合は、どうなるの?
無届伐採等の違反行為があった場合、行政指導、命令処分が課せられることがあります。

●届出の申請用紙は、経済課に備えてあります。詳細は、経済課へお問い合わせください。

3 広報もりや 2012.5.10